

自治基本条例検討市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における市民自治の最高規範としての(仮称)新潟市自治基本条例(以下「条例」という。)を制定するにあたり、市長の諮問に応じ、条例に規定すべき内容等必要な事項を検討するため、自治基本条例検討市民委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 市民委員会は、委員25人以内で組織し、学識経験者、関係団体を代表する者及び公募による者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

3 公募委員の選任方法は、別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 市民委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 市民委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 市民委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 市民委員会の会議は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 市民委員会の庶務は、政策推進室市政創造推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年9月15日から施行する。